

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年5月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
1	(長期継続契約) 高速カラー印刷 機保守点検業務	令和6年5月1日	(有)中忠商店 猿久保792-1	(5年)2,112,000円 35,200円/月	本業務は、機器を運用するにあたり、機器性能を適切に維持し安定かつ円滑な稼働状況を保持するために行うものであり、緊急時の迅速な対応と、機器の保守点検について知識、技術力が必須である。これらは、メーカー販売店でしか業務を為しえないことから、佐久市内で唯一メーカー販売店と業務提携している(有)中忠商店を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総務課
2	令和6年度森林 環境税導入に伴 う滞納管理シス テム改修業務	令和6年5月1日	(株)電算 佐久支社 猿久保742-3秋山ビル	825,000円	現在使用している滞納管理システムは、本市の基幹系システムと密接に連携し、基幹系システムの一部として稼働しており、維持管理、処理業務が行われているものである。システム改修による不具合が発生した場合、基幹系システムへの影響等が甚大であり、業務遂行が不可能となることが危惧される。このことから、基幹系システム及び滞納管理システムの維持管理業務等の唯一の契約者である1社を選定したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	収税課
3	令和6年度特環 浅科処理区 下 原3号マンホー ルポンプ場汚水 ポンプ修繕	令和6年5月9日	水ingAM(株) 長野営業 所 長野市稲里町中央4丁 目15-10	1,980,000円	本修繕は、経年劣化により故障したポンプを交換するものであり、現在は1台のポンプでの単独運転となっている。緊急性が求められることから、対象施設の維持管理を行っている左記の契約者と随意契約を行うものとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	下水道課
4	令和6年度特環 浅科浄化セン ター曝気機修繕	令和6年5月20日	(株)日立プラントサー ビス 関東支店 埼玉県さいたま市大 宮区宮町2-35	7,920,000円	本修繕は、(株)日立プラントサービスが製造した構造上特殊なスクリー型曝気機をオーバーホールする修繕であり、今回交換が必要とされている「モーター」及び「空気遮断弁」の部品についても同社製品に限られており、他の業者では性能保証がなく修繕が不可能であることから、開発製造元と随意契約する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下水道課

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年5月契約分

N0	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
5	令和6年度岩村田小学校等飲料水・プール水水質検査業務	令和6年5月10日	(一社)佐久薬剤師会 学校薬剤師部会 原399-29	1,073,160円	学校保健安全法第23条の規定により学校薬剤師を置くことが義務付けられており、当市教育委員会では、(一社)佐久薬剤師会 学校薬剤師部会より推薦された者を学校教育課において委嘱している。また、学校保健安全法施行規則第24条の2において飲料水及びプール水の検査項目があり、学校薬剤師の職務と定められている。以上のことから、学校薬剤師が加入している(一社)佐久薬剤師会 学校薬剤師部会1者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教育施設課
6	令和6年度岩村田小学校等教室内等空気環境衛生検査業務	令和6年5月10日	(一社)佐久薬剤師会 学校薬剤師部会 原399-29	673,200円	学校保健安全法第23条の規定により学校薬剤師を置くことが義務付けられており、当市教育委員会では、(一社)佐久薬剤師会 学校薬剤師部会より推薦された者を学校教育課において委嘱している。また、学校保健安全法施行規則第24条の2において教室その他学校における空気環境の検査項目があり、学校薬剤師の職務と定められている。以上のことから、学校薬剤師が加入している(一社)佐久薬剤師会 学校薬剤師部会1者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教育施設課
7	令和6年度佐久市ふるさと創生人材育成事業運営業務	令和6年5月1日	佐久市ふるさと創生人材育成事業実行委員会 中込3056	12,138,000円	次代を担う青少年の人材育成を目的とした事業であるため、青少年の育成に関し見識を持つ者で組織された佐久市ふるさと創生人材育成事業実行委員会を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	生涯学習課
8	令和6年度佐久市立近代美術館企画展看視業務	令和6年5月8日	(公社)佐久シルバー人材センター 取出町183番地	1,364,880円	本業務は、近代美術館開館時に展示室で看視を行う業務で、臨時的かつ短期的な又は、軽易な業務であることから、当該業務に係る就業の機会を確保し、その就業を支援して高齢者の福祉の増進に資するというシルバー人材センター等の設立目的(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条第1項)に該当し、市として同法の目的に基づき支援していく必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	近代美術館